

人権課題について学ぼう 同和問題 ③

もし、あなたが、自分の生まれたところや住んでいる（住んでいた）ところを理由に差別を受けたらどう思いますか？

Q. わたしたちにできることは？

A. 同和問題について正しく理解し、迷信や世間体等に左右されない人権感覚を身につけよう。

○同和問題について正しい知識を持ちましょう。

現在もお部落差別が残されているのは、同和問題について正しく学んでいないことが大きな要因です。正しく理解していないと、誤った情報や不確かな情報によって予断・偏見を持ってしまふことにつながります。「寝た子を起こすな」では、差別を次の世代に残すことになります。

○日常生活の中で、人権感覚を磨きましょう。

迷信や世間体にとらわれず、きちんとした根拠に基づいて自分自身で考え行動していく勇氣と努力が大切です。同和問題は、「差別をする側」の問題であり、その中には、自分には関係ないといった無関心も含まれます。「誰かがなくしてくれる」ではなく、差別をなくすために一人ひとりが、自分自身でできることから始めましょう。

○次の世代の子どもたちに、人権を尊重する心を伝えていきましよう。

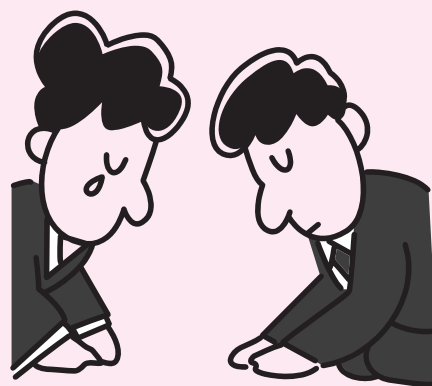
○熊本県人権情報誌「コココ通信」から

国民年金だより

年金受給権者が亡くなられたときの手続きは

年金を受ける権利は、本人が死亡するとなくなりますので、年金を受けている方が亡くなられたときは、「死亡届」の提出が必要です。この届書が遅れますと、年金を多く受け取り過ぎて、後で返さなければならなくなることもありますので、ご注意ください。

なお、亡くなられた方がまだ受け取っていない年金があるときは、生計を同じくしていた遺族の方からの請求によって、その年金が支払われます。請求できる遺族の範囲・順位は、年金を受けていた方の死亡当時、その方と生計を同じくしていた、配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹です。



■お問い合わせ先 住民福祉課住民係 Tel.62-1111 (内線134)